

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

1 事業者の概要

法人名称	社会福祉法人敬愛会
代表者名	理事長 多田 純夫
所在地	大和市福田1551
電話番号	046-267-1210
業務の概要	地域福祉活動の推進

2 事業所の概要

事業所名	福田北地域包括支援センター
所在地	大和市柳橋二丁目11番地 大和市まごころ地域福祉センター
営業日・営業時間 (サービス提供も同様)	月曜日から土曜日の午前8時30分～午後5時15分 ※祝祭日及び年末年始(12月29日～1月3日)は休み
事業所指定番号	1403000100
サービス提供地域	大和市全域

3 職員体制（令和7年4月1日現在）

職種	従事する種類・業務	人員
管理者	従業者及び業務の管理	1名(常勤)
社会福祉士	総合相談支援・権利擁護業務、介護 予防支援・介護予防ケアマネジメント業 務、包括的・継続的ケアマネジメント支 援業務	3名(兼務2名)
保健師		1名(常勤)
介護支援専門員		2名(常勤1名 兼務1名)

4 事業の運営方針

- (1) 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- (2) 利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいて利用者の自立に向けて設定された目標を達成するため、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏らないよう公正中立に行います。
- (4) 運営に当たっては、市、他の地域包括支援センター、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めて行います。

5 サービスの内容

- (1) 介護予防のための効果的な支援の方法は、介護保険法並びに関係する大和市が定める規準等に従って実施します。
- (2) 相談を受ける場所は、地域包括支援センター内相談室又は要支援者等の自宅とします。
- (3) サービス担当者会議の開催場所は、センター内、サービス事業所内又は要支援者等の自宅とします。
サービス担当者会議の開催により、要支援者等の状態の改善可能性の実現について、専門的な立場からサービス担当者の意見を求めるものとします。ただし、やむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めるものとします。
- (4) サービス担当者会議を踏まえ、介護予防の効果を最大限に発揮し、要支援者等の改善の可能性を実現するための適切なサービスを選択できるよう、要支援者等の自立に向けた目標指向型の介護予防サービス計画を策定します。
- (5) 居宅訪問頻度等は次のとおりとします。
 - ・サービス提供開始月の翌月から起算して3月に1回
 - ・サービスの評価期間が終了する月
 - ・要支援者等の状況に著しい変化があったとき
 - ・要支援者等の居宅を訪問しない月は、可能な限り指定介護予防サービス事業所を訪問する等の方法により要支援者等に面接するよう努めるとともに、面接ができない場合にあっては電話等により要支援者等との連絡を実施します。
- (6) モニタリングは少なくとも1月に1回実施し、その結果を記録します。

6 サービスの利用にあたっての留意事項

- (1) 利用者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスの利用の開始に際し、介護予防サービス計画が上記の運営方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであることから、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- (2) 利用者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスの利用の開始に際し、介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービス事業者の選定理由の説明を求めることができます。
- (3) 医療機関との連携を図るため、利用者が入院した際には、医療機関に対して介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント担当者の氏名と連絡先の情報を提供していただくことをお願いします。介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント担当者は、主治医に対して利用者の心身の状況や利用している居宅サービス等必要な情報を提供いたします。

7 サービス利用料及び利用者負担

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントは、法定代理受領の場合、利用者の負担はありません。

8 秘密の保持

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスを提供するうえで知りえた利用者及び家族等に関する情報は、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。
- (2) 入院等により緊急の必要性がある場合は、医療機関に対して利用者の心身の状況等を提供するほか、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント契約に際して「個人情報使用同意書」により同意を得た事業者等に対しては、情報を提供することができることとします。
- (3) 従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容としています。

9 事故発生時の対応

- (1)利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (2)本事業所は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講ずるものとします。

10 虐待の防止のための措置に関する事項

本事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ります。
 - (2)虐待の防止のための指針を整備します。
 - (3)従事者に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施します。
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- 2 本事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

11 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

本事業所は、本事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1)本事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底します。
- (2)本事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- (3)本事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

12 損害賠償

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントサービスの提供に伴って利用者に損害を及ぼしたとき、その原因が本事業所の重大な過失による場合は、その損害を賠償します。

13 相談窓口・苦情対応

- (1)サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

本事業者における 相談窓口	所在地	大和市柳橋二丁目11番地 大和市まごころ地域福祉センター
	対応時間	月曜日～土曜日の8時30分～17時15分(祝祭日は除く)
	相談員	又野謙治
	電話番号	046-267-9992
	ファックス番号	046-267-9038

(2) 公的機関においても、次の窓口で苦情申出等ができます。

大和市 健康福祉部 介護保険課	【介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント】 所在地 大和市下鶴間一丁目1番1号 対応時間 月曜日～金曜日の8時30分～17時(祝祭日は除く) 電話番号 046-260-5170 ファックス番号 046-260-5158
大和市 健康福祉部 人生100年推進課	【介護予防ケアマネジメント】 所在地 大和市鶴間一丁目31番7号 対応時間 月曜日～金曜日の8時30分～17時(祝祭日は除く) 電話番号 046-260-5613 ファックス番号 046-262-0999
神奈川県国民健康保 険団体連合会	【介護予防支援】 所在地 横浜市西区楠町27番地1 対応時間 月曜日から金曜日の8時30分～17時15分(祝祭日は除く) 電話番号 045-329-3447

年 月 日

サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

所在地: 大和市福田1551

団体名: 社会福祉法人敬愛会

説明者:

印

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受け、同意をし、交付を受けました。

(利用者) 住所: _____

氏名: _____ 印

(代理人又は立会人)

住所: _____

氏名: _____ 印